



栃木県公報

平成 17 年
7月29日(金)
第1686号

目 次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部改正..... 755

告 示

- 結核予防法による指定医療機関の指定..... 756
○ 結核予防法による指定医療機関の指定廃止..... 757
○ 土地改良区定款変更の認可..... 757
○ 地積調査の成果の認証..... 758
○ 道路の区域の変更..... 758
○ 道路の供用開始..... 759
○ 都市計画事業の認可..... 760
○ 栃木県収入証紙を売りさばく者の指定..... 760

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... 761
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... 761
○ 大規模小売店舗の変更の届出..... 762
○ 大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要..... 763
○ 大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要..... 764
○ 患畜の届出..... 764
○ 疑似患畜の届出..... 764
○ 開発行為の工事完了..... 765

雑 報

- 平成16年度栃木県市町村職員共済組合決算の要旨..... 766

労働委員会

- あっせん員候補者の委嘱..... 768

正 誤

- 平成17年号外第20号中..... 769

規 則

栃木県規則第五十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月二十九日

栃木県知事 福田 隆一

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年栃木県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の部（一）の項の2中「一、四三三、〇〇〇円」を「一、三八五、〇〇〇円」に改め、同項中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容するに定める。

別表第一の六の部（三）の項中「五一九、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表八の部（一）の項中「及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）」を「（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。） 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等専門学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。） 中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）

特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいづ。以下同じ。）」に改め、同部(三)の項のイを次のように改める。

イ 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十三号)第11条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を得た使用可能なものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

別表第一の八の部(三)の項のイに次のように加える。

ハ 高等学校等生徒にあつては、一人当たり、四、八〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(運 政 防 災 課)

告 示

栃木県告示第498号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する医療機関として、次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の6第1項の規定により告示する。

平成17年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
は や ぶ さ 薬 局	栃木県真岡市並木町 3 - 1 0 - 2	柳 澤 武 美	平成17年4月1日
モ ナ ミ 調 剤 薬 局	栃木県真岡市並木町 2 - 2 2 - 1 0	柳 澤 武 美	平成17年4月1日
藤 ケ 丘 薬 局	栃木県真岡市荒町 3 - 4 6 - 1 0	柳 澤 武 美	平成17年4月1日
イエロー・グリーン薬局 も お か 店	栃木県真岡市下高間木 1 5 7	鈴 木 陸 夫	平成17年4月11日
あ さ ひ 町 薬 局	栃木県那須塩原市西朝日町 6 - 4 2	柳 澤 武 美	平成17年4月1日
と ち の 実 薬 局	栃木県那須塩原市西幸町 7 - 1 5	三 森 利 浩	平成17年4月8日
とちの実薬局三島店	栃木県那須塩原市東三島 2 - 8 0 - 5	三 森 利 浩	平成17年4月8日
みずぬまクリニック	栃木県那須塩原市東三島 2 - 8 0 - 6	水 谷 裕 光	平成17年4月8日
氏家皮膚科クリニック	栃木県さくら市卯の里4丁目 5 5 - 5	宮 崎 達 也	平成17年4月22日
アルファーム薬局 高 根 沢 店	栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2478 - 2	石 川 清 美	平成17年5月2日
赤 門 調 剤 薬 局	栃木県佐野市亀井町 2 6 4 1	柳 澤 武 美	平成17年4月8日
わたらせ調剤薬局	栃木県足利市上渋垂町 3 3 5 - 1	柳 澤 武 美	平成17年4月12日
そうごう薬局 富 田 店	栃木県足利市多田木町 1 3 4 - 2	金 納 健 太 郎	平成17年5月10日

佐野市国民健康保険 氷室診療所	栃木県佐野市水木町892番地	佐野市長 岡部正英	平成17年5月27日
佐野市国民健康保険 常盤診療所	栃木県佐野市仙波町77番地	佐野市長 岡部正英	平成17年5月27日
佐野市国民健康保険 飛駒診療所	栃木県佐野市飛駒町1190番地	佐野市長 岡部正英	平成17年5月27日
佐野市国民健康保険 新合診療所	栃木県佐野市閑馬町668番地	佐野市長 岡部正英	平成17年5月27日
佐野市国民健康保険 野上診療所	栃木県佐野市白岩町361番地	佐野市長 岡部正英	平成17年5月27日
(株)フレンド 足利調剤薬局	栃木県足利市大町7-9	山口馨石	平成17年5月25日
有限会社 ふれあい薬局	栃木県上都賀郡西方町金崎304-6	生井代次	平成17年6月1日

栃木県告示第499号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年7月29日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開設者名	廃止年月日
はやぶさ薬局	栃木県真岡市並木町3-10-2	柳澤武美	平成17年3月31日
モナミ調剤薬局	栃木県真岡市並木町2-22-10	柳澤武美	平成17年3月31日
藤ヶ丘薬局	栃木県真岡市荒町3-46-10	柳澤武美	平成17年3月31日
株式会社カイセイ わたらせ調剤薬局	栃木県足利市上渋垂町335-1	柳澤武美	平成17年3月31日
あさひ町薬局	栃木県那須塩原市西朝日町6-42	柳澤武美	平成17年4月1日
葛生町国民健康保険 氷室診療所	栃木県安蘇郡葛生町大字水木892番地	葛生町長 立川裕康	平成17年2月27日
葛生町国民健康保険 常盤診療所	栃木県安蘇郡葛生町大字仙波77番地	葛生町長 立川裕康	平成17年2月27日
田沼町国民健康保険 飛駒診療所	栃木県安蘇郡田沼町大字飛駒1190番地	田沼町長 小沼玉新	平成17年2月27日
田沼町国民健康保険 新合診療所	栃木県安蘇郡田沼町大字閑馬668番地	田沼町長 小沼玉新	平成17年2月27日
田沼町国民健康保険 野上診療所	栃木県安蘇郡田沼町大字白岩361番地	田沼町長 小沼玉新	平成17年2月27日
(株)カイセイ 赤門調剤薬局	栃木県佐野市亀井町2641	柳澤武美	平成17年3月31日

(健康増進課)

栃木県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した

ので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
石 橋 町 外 二 ケ 村 土 地 改 良 区	平 成 17 年 7 月 14 日

栃木県告示第501号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認証年月日
烏 山 町	烏山町大字小木須の一部	烏山町大字小木須の一部（小木須 地区）の地籍図及び地籍簿	平成17年7月13日
	烏山町大字小木須の一部	烏山町大字小木須の一部（小木須 地区）の地籍図及び地籍簿	
益 子 町	益子町大字本沼の一部	益子町大字本沼の一部（本沼 地区）の地籍図及び地籍簿	平成17年7月13日
河 内 町	河内町大字逆面の一部	河内町大字逆面の一部（逆面 地区）の地籍図及び地籍簿	平成17年7月13日
那 須 町	那須町大字寺子乙の一部	那須町大字寺子乙の一部（上の原 地区）の地籍図及び地籍簿	平成17年7月13日

（農 地 計 画 課）

栃木県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年 7月29日から同年 8月29日まで一般の縦覧に供する。

平成17年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 今市氏家線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
6 6	前	今市市今市字中道1109-1から 今市市今市字中道1155まで	5.8～13.8	180.0	
	後	今市市今市字中道1109-1から 今市市今市字中道1155まで	9.0～13.8	180.0	

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
6 7	前	河内郡河内町大字逆面字萱野413-1から 河内郡河内町大字逆面字萱野411-4まで	10.6 ~ 14.7	69.5	
	後	河内郡河内町大字逆面字萱野413-1から 河内郡河内町大字逆面字萱野411-4まで	13.2 ~ 16.2	69.5	

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 笹原二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
7 8	前	河内郡南河内町大字上吉田字天神東217から 河内郡南河内町大字上吉田字東ノ割501-2まで	16.0 ~ 16.8	161.0	
	後	河内郡南河内町大字上吉田字天神東217から 河内郡南河内町大字上吉田字東ノ割501-2まで	16.0 ~ 22.5	161.0	

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 下河戸片岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1 6 1	前	矢板市安沢2532-3から 矢板市安沢2531-1まで	16.4 ~ 22.4	89.0	
	後	矢板市安沢2532-3から 矢板市安沢2531-1まで	16.3 ~ 21.6	89.0	

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 仙波鍋山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
2 0 2	前	栃木市鍋山町276-5から 栃木市鍋山町142-2まで	6.0 ~ 9.6	570.0	A 及び B は、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後 A	栃木市鍋山町276-5から 栃木市鍋山町142-2まで	6.0 ~ 9.6	570.0	
	後 B	栃木市鍋山町276-5から 栃木市鍋山町1313-1まで	7.0 ~ 20.0	767.0	

栃木県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年 7 月29日から同年 8 月29日まで一般の縦覧に供する。

平成17年 7 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
6 7	主 要 地 方 道 藤 原 宇 都 宮 線	河内郡河内町大字逆面字草刈道363から 河内郡河内町大字逆面字萱野411-4まで	平成17年 7 月29日
7 8	一 般 県 道 笹 原 二 宮 線	河内郡南河内町大字上吉田字天神東240から 河内郡南河内町大字上吉田字東ノ割501-2まで	平成17年 7 月29日
1 5 9	一 般 県 道 小 林 逆 面 線	河内郡河内町大字逆面字池ノ上324-1から 河内郡河内町大字逆面字池ノ上316-1まで	平成17年 7 月29日
1 6 1	一 般 県 道 下 河 戸 片 岡 線	矢板市安沢2532-3から 矢板市安沢2527-1まで	平成17年 7 月29日
1 6 1	一 般 県 道 下 河 戸 片 岡 線	矢板市安沢1908-1から 矢板市安沢1857-3まで	平成17年 7 月29日

(道 路 維 持 課)

栃木県告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 7 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
那須塩原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西那須野都市計画道路事業 3・4・2号 中央通り
- 3 事業施行期間
平成17年 7 月29日～平成22年 3 月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
栃木県那須塩原市五軒町、西栄町、南郷屋 1 丁目、南郷屋 2 丁目及び南郷屋 3 丁目 地内
 - (2) 使用の部分
な し

(都 市 施 設 課)

栃木県告示第505号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第 6 条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

平成17年 7 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

指定年月日	氏 名 又 は 名 称	売 り さ ば き 場 所
平成17年 7月20日	社団法人 日本自動車販売協会連合会 栃木県支部	宇都宮市今宮 2 - 4 - 6

(出 納 局 会 計 課)

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成17年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成17年 7月20日	特定非営利活動法人とちの木国際芸術文化センター	増田 榮子	栃木県栃木市万町27番25号	この法人は、文化芸術振興基本法の前文にも書かれている「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな活力ある社会を形成するものである」の精神に基づき文化芸術振興、社会教育推進や街づくりなどにおいて、著名な芸術家や大学等教育機関の力を借りて、地方公共団体や地域住民との接点となり、その活動を通じて地域社会に貢献することを目的とする。	平成17年 9月20日

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成17年 7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成17年 7月15日	特定非営利活動法人ロマンいちば	古谷 好正	栃木県芳賀郡芳賀町大字 祖母井1080番地芳賀町 商工会内	本法人は、主に芳賀地域の住民及び事業者に対して、暮らしと経済活動の活性化に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。	平成17年 9月14日

(文化振興課)

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成17年11月29日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年 7月29日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
たいらや犬塚店
小山市大字犬塚字谷向846-3(B) 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社豊光製作所
小山市大字犬塚998番地22
- 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時	平成17年8月1日
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から 午後10時まで	午前8時30分から 午前0時15分まで	

- 届出年月日
平成17年 7月15日
- 縦覧場所
栃木県商工労働観光部経営支援課

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら足利五十部店
足利市五十部町字町田249 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
鶴貝平吉
足利市鹿島町351番地
- 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 9 時から 午前 1 時まで	午前 9 時から 午後10時まで	平成17年 8 月 9 日

4 届出年月日

平成17年 7 月12日

5 縦覧場所

栃木県商工労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項及び第2項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成17年 8 月29日まで栃木県商工労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成17年 7 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲー大田原店

大田原市若松町1650番10外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
大 田 原 市	意 見 な し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスーパーセンター真岡店

真岡市台町字丸山2668番2外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
真 岡 市	意 見 な し

3 法第8条第2項の規定による意見の概要

配 慮 す べ き 事 項	意 見 の 概 要
駐車場の利用その他による大規模小売店舗の周辺住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	出店に伴い真岡市荒町地区の交通量増加が見込まれるので、安全対策を取るよう要望する。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW佐野店

佐野市佐野新都市土地区画整理事業区内100街区1外

2 法第 8 条第 1 項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
佐 野 市	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第 1 項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成17年 8 月29日まで栃木県商工労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成17年 7 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド栃木店

栃木市箱森町689番地外

2 法第 8 条第 1 項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
栃 木 市	意 見 な し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル細谷店

宇都宮市細谷町370番地 1 外

2 法第 8 条第 1 項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
宇 都 宮 市	意 見 な し

（ 経 営 支 援 課 ）

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

平成17年 7 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

家 畜 伝 染 病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患 畜 の 区 分	頭羽群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 年 月 日	経 過 及 び 転 帰
ヨ ー ネ 病	牛	患 畜	1 頭	那 須 塩 原 市	平成17年7月12日	法 令 殺

○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

平成17年 7 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発生年月日	経 過 及 び 転 移
ヨ ー ネ 病	牛	疑 似 患 畜	1 頭	那 須 町	平成17年7月13日	隔 離 中
結 核 病	牛	疑 似 患 畜	2 頭	那 須 町	平成17年7月14日	隔 離 中

(畜 産 振 興 課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年7月29日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡南河内町大字薬師寺字館ノ前2291番5	河内郡南河内町大字本吉田1117番地7	野 口 美 代 子
河内郡南河内町大字薬師寺字下原1090番2	河内郡南河内町緑五丁目18番4 スウィートガーデンB102	佐 藤 忠 枝 佐 藤 代 枝
河内郡河内町大字下田原字町田1013番11、1013番12	宇都宮市陽東五丁目23番2号 ブラザハイツA201号	齋 藤 教 良
河内郡南河内町大字薬師寺字稻荷台815番5	河内郡南河内町緑二丁目20番11 ファミリーハイツI-102号	吉 田 秀 喜 吉 田 裕 美
河内郡南河内町大字仁良川字中谷1580番17	下都賀郡国分寺町駅東三丁目5番33号	飯 野 真 司
鹿沼市玉田町字笛吹川原325番15、16、326番2、3、4、327番3	鹿沼市玉田町325番地2	小 池 一 子
鹿沼市上奈良部町字東原2番80	宇都宮市上戸祭四丁目9番15号	大 貫 茂 生 大 貫 し の ぶ
真岡市飯貝字坪ノ内552番1、552番5、552番6、552番8	真岡市飯貝552番地5	桑 原 光 男
芳賀郡芳賀町大字東水沼3537番	芳賀郡芳賀町大字東水沼1010番地	菊 地 博 之
那須塩原市南赤田238-127、-658、-659、-660、-665	那須塩原市南赤田238	瀧 沢 巖
那須塩原市下永田七丁目1090	那須塩原市西原町9-17	有 限 会 社 那須クリエーション
佐野市赤坂町970番4、970番5、970番6	佐野市浅沼町567番地7	関 東 ハ ウ ジ ン グ 株 式 会 社
佐野市植上町字新屋敷町1646番1、	埼玉県蓮田市東二丁目7番地19	有 限 会 社

1646番6、1646番7		川 端 工 務 店
佐野市赤見町字宮合4839番3、4839番4、4839番7、4840番2	佐野市寺久保町704番地	長 和 巳
佐野市赤見町字蓮沼1747番5	佐野市赤見町1748番地	山 根 郁 代

(都 市 計 画 課)

雑 報

○平成16年度栃木県市町村職員共済組合決算の要旨
栃木県市町村職員共済組合定款第41条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。
平成17年 7 月29日
栃木県市町村職員共済組合
理事長 猪 瀬 成 男

損益計算書の要旨 (単位：千円)

収 入	経理区分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形	基礎年金支払
負担金		3030,236	9,763,623	110,662	209,921						
掛金		3,088,303	5,911,947		209,825						
施設収入・商品売上						261,896					
基礎年金交付金			1,623,603								
利息及び配当金		1,387	3,419,382	438	259	158	427,932	2	1	1	
その他の収入		257,871	13,401	25,589	22,100	1,192	3,353	366,178	225,264		593,051
他経理からの繰入				53,150	25,000	136,000					
前年度支払準備金		488,729	500								
前年度繰越長期給付積立金			178,654,572								
前期損益修正益			1,150								
計		6,866,526	199,388,178	189,839	467,105	399,246	431,285	366,180	225,265	1	593,051
給付		3,052,118	11,204,303								
役職員給与				125,270	36,593	97,863	20,828	23,692	18,693		
旅費・事務費				18,583	246,620	1,679	3,520	1,630	2,028		
商品仕入						13,525					
飲食材料費						48,850					
委託費							7,200		3,600		
支払利息						16,185	220,765	291,457	11,456		
連合会払込金		115,343	1,775,629					16,241			
老人保健拠出金		1,113,112									
退職者給付拠出金		800,793									
基礎年金拠出金負担金			4,633,499								
他経理へ繰入		20,220	32,929		136,000				25,000		
その他の支出		658,137		43,179	10,010	216,781	6,574	19,674	6,319		593,051
次年度支払準備金		473,918									
次年度繰越長期給付積立金			181,741,818								
前期損益修正損									157		
計		6,233,641	199,388,178	187,032	429,223	394,883	258,887	352,694	67,253	0	593,051
差引当期利益金又は当期損失金 ()		632,885	0	2,807	37,882	4,363	172,398	13,486	158,012	1	0
貸借対照表の要旨											
資 産											
流動資産		3,758,513	4,403,331	420,663	257,481	290,580	198,231	113,174	774,142	2,168	
固定資産			177,338,513	10,013	379	1,248,215	25,557,710	19,054,309	168		
繰延資産											
資 産 合 計											
流動負債		3,758,513	181,741,844	430,676	257,860	1,538,795	25,755,941	19,167,483	774,310	2,168	0
固定負債		2,397,388	26	948	8,397	17,571	24,737,314	15,519	26,477		
負債 合 計		473,918		206,306	56,864	828,792	30,212	18,334,301	521,762		
負債 合 計		2,871,306	26	207,254	65,261	846,363	24,767,526	18,349,820	548,239	0	0
資本剰余金				21,345		692,432					
積立金		291,331	181,741,818				988,415	817,663	226,071		
利益剰余金		595,875		202,077	192,599					2,168	
資 本 合 計		887,206	181,741,818	223,422	192,599	692,432	988,415	817,663	226,071	2,168	0
負債・資本 合 計		3,758,512	181,741,844	430,676	257,860	1,538,795	25,755,941	19,167,483	774,310	2,168	0

労働委員会

栃木県労働委員会告示第4号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、次の者をあつせん員候補者として委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

平成17年 7月29日

栃木県労働委員会会長 小 沼 洸 一 郎

氏 名	職 業	関 歴	委 嘱
小沼洸一郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	昭和 61.10.16
杉原 弘修	宇都宮大学国際学部教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	宇都宮大学教養部教授	昭和 60. 7.18
斉藤 朴旦	宇都宮大学監事 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県理事	平成 15. 7.16
白井 裕己	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平成 11. 7.14
横山 幸子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	東京地方検察庁検事	平成 15. 7.16
伊藤 大右	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全国一般労働組合栃木地方本部委員長	平成 9. 7.14
宮路 清	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	J A M栃木執行委員長	平成 11. 7.14
伍井 邦夫	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長代行	平成 15. 7.16
柴 里子	情報産業労働組合連合会栃木県協議会副議長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	N T T労働組合北関東総支部執行委員	平成 17. 7.19
板橋 賢二	日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	電機連合栃木地方協議会事務局長	平成 15. 7.16
笹沼 収	北関東総合警備保障㈱取締役経理部長兼人事部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障㈱取締役	平成 17. 7.19
保坂 正之	関東交通㈱執行役員 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	関東自動車㈱取締役副社長	平成 15. 7.16
吉澤慎太郎	吉澤石灰工業㈱代表取締役社長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	吉澤石灰工業㈱副社長	平成 13. 7.16
片柳 明子	㈱八百半商店取締役副社長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	㈱八百半商店取締役副社長	平成 17. 7.19
石塚 洋史	(社)栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	㈱足利銀行矢板支店長兼塩谷支店長	平成 17. 7.19
森田 一穂	日本労働組合総連合会栃木県連合会顧問	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	昭和 63.11. 2
村島 英夫	(社)栃木県経営者協会常任顧問	(社)栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	昭和 63. 7. 7

渡邊 佳靖	栃木富士産業㈱監査役	栃木富士産業㈱常勤監査役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	平成 7. 7.12
富山 典子	作新学院大学女子短期大学部教授	作新学院幼稚園長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	平成 13. 7.16
黒崎日出雄	栃木県労働委員会事務局長	栃木県企画部次長兼企画調整課長	平成 17. 4. 6
萩野谷 肇	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県自治研修所長	平成 16. 4. 8
山中 晃	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐	栃木県生活環境部国際交流課長補佐	平成 17. 4. 6
床井 信一	栃木県宇都宮労政事務所長	栃木県商工労働観光部商工振興課産業 基盤整備室長	平成 16. 4. 8
大木 徳	栃木県小山労政事務所長	栃木県消防学校主幹兼教頭	平成 15. 4. 3
梶屋 明	栃木県大田原労政事務所長	栃木県土木部監理課主幹兼課長補佐	平成 16. 4. 8
関根 紘	栃木県足利労政事務所長	栃木県総務部管財課主幹兼課長補佐	平成 15. 4. 3

正

誤

発行番号	ページ	行	正	誤
平成17年 号 外 第 2 0 号	3	下から1	誤り十張 張五張四十二張誤り 四の五五冊 盛紙兼和紙製紙に付するものであるが、その如く に製する紙製のものは、その如く する。	誤り十張 張五張四十二張誤り 四の五五冊 盛紙兼和紙製紙に付するものであるが、その如く に製する紙製のものは、その如く

毎週火・金曜日発行

(当日が休日に当たる
ときはその翌日)

発行人

栃 木 県

郵便番号320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号

印刷所

新日本印刷株式会社

郵便番号320-0831 宇都宮市新町 1 丁目 7 番 3 号

購読料 1 カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)